

## 意見書

平成 20 年 1 月 17 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)(案)に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けていただいたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

検証結果案	意見
総論	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信分野における公正競争確保のために、これまで電気通信事業法(以下、「事業法」という)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という)に基づく各種の競争セーフガード措置が講じられてきたところですが、現状の規制の枠組みでは、NTTグループと競争事業者間の同等性が担保されているとは言い難く、公正競争を実現する上での問題が依然として数多く存在しています。</li> </ul> <p>こうした状況を踏まえると、今年度より、競争セーフガード制度の運用が開始されたことは、競争事業者にて把握しているNTTグループによる多様な競争上の問題事例を網羅的・体系的に収集・検証可能な機会が創出されるという観点において、有効と考えます。</p> <p>事実として、本年度の競争セーフガード制度の検証を通じて、NTTグループへの禁止行為規制に係る数多くの問題事例が提出されているところであり、今後のIP化の進展等を踏まえると、現在想定されていない問題事例の発生等により、競争環境に与える影響はさらに大きくなると思われます。</p> <p>そもそも、営業面でのファイアウォール等は、それ自体が外部から可視的でなく、しかもその実行は実行しないことにインセンティブを有する本人に委ねられて</p>

検証結果案	意見
	<p>います。このような構造的な問題を抱えている以上、NTT グループに対する累次の公正競争要件や行為規制等では、公正な競争環境が確保されないことは明らかであり、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT 東西の機能分離・構造分離が不可欠であることは自明です。従って、政府与党合意において、2010年に着手するとされているNTTの組織論について早急に議論を開始し、機能分離・構造分離等を実現すべきです。</p> <p>なお、NTTの組織論に係る議論を行う間、現在市場において発生している各種問題が放置された場合、より一層、競争環境に悪影響を及ぼすことから、当該議論と並行して、実効性・即効性のある措置を早急に講じる必要があります。具体的には、禁止行為規制等に係る今年度における本制度の検証過程・検証結果を踏まえ、以下の措置を講じるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 禁止行為規制に係る検証の精緻化 <ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる情報収集等の実施による調査内容の充実化</li> <li>検証時の判断基準の明確化</li> <li>検証過程におけるさらなる透明性の確保</li> </ul> </li> <li>(2) NTTグループの禁止行為に対する措置 / 牽制機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>NTTグループに対するさらなる実効的措置の適用</li> <li>禁止行為等を未然に予防する十分な牽制機能を有した罰則規定の整備</li> </ul> </li> </ul>

検証結果案		意見
		<p>「電気通信分野における競争の促進に関する指針」における禁止行為事例のさらなる明確化</p> <p>以下に、本検証結果案に対する弊社共の詳細意見を述べさせていただきます。</p>
検証プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記1を受け総務省は、07年7月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を実施し、10件の意見が提出された。さらに、同年8月、当該意見募集結果を公表するとともに再意見(リプライコメント)の募集を行い、8件の意見が提出された(同年9月、再意見募集の結果を公表)。</li> <li>・ これらを踏まえ、寄せられた意見(85項目に整理)に対する総務省の考え方を参考資料(別添)のとおり取りまとめたが、これを基に今回の検証結果を以下に整理した。</li> <li>・ なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは参考資料の意見番号に対応するものである。</li> </ul>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総論で述べたとおり、禁止行為規制に係る今年度における検証実績を踏まえ、以下の措置を講じ、禁止行為規制に係る検証プロセスの精緻化を図るべきです。</li> </ul> <p>さらなる情報収集等の実施による調査内容の充実化</p> <p>競争セーフガード制度の運用ガイドラインにおいて、検証の過程にて、必要に応じて、関係事業者等に説明等を求めるとされていますが、評価結果案を見る限りにおいて、NTT グループへの必要十分な調査が行われていないと判断せざるを得ない事項が存在します。</p> <p>例えば、意見募集時におけるNTTの言い分にある「不当に不利な取扱いは行っていない」あるいは「是正策が講じられている」等の申告を表面的に受け入れた評価がなされているとの懸念も存在します。</p> <p>また、県域等子会社における役員兼任の実態等、NTTの運営状況の報告を求めるといった措置内容となっていますが、このような状況報告については検証の過程で当然調査しておくべき事項であり、こうした不十分な調査状況が評価結果の一部として</p>

検証結果案	意見
	<p>示されることは、本検証全体が不十分であることを表す一例であると考えます。</p> <p>現状においても、事業法第 166 条(報告及び検査)の規定を活用し、NTT グループや NTT グループと代理店の関係等についてより充実した調査を実施することは可能と考えますが、NTT グループへの禁止行為規制に関しては、より実効的な調査権限を総務省に付与することも検討に値するものと考えます。</p> <p>このように調査内容の充実化を図ることにより、一例として、子会社、グループ会社、代理店等を活用し、事業法第 30 条 3 の 2 に規定される禁止行為等を脱法的に実施する NTT グループの市場支配力行使に対する一定の実効性を確保した調査が可能になるものと考えます。具体的には、指定電気通信設備を設置する事業者が代理店と締結する契約書の内容や、当該事業者の代理店への指示内容について、総務省への報告を義務付けることで、指定電気通信設備を設置する事業者とその子会社・グループ会社が、それぞれ個別に代理店(「一般代理店」を含む)との間で契約を締結した場合の実質的な共同営業の存在有無等の実態が明らかになるものと考えます。</p> <p>検証時の判断基準の明確化</p> <p>本検証の結果は、「NTT 東西に所要の措置を要請する事項」と「引き続き注視する事項」に大別されていますが、各事案がどのような判断基準によって、いずれの区分とされたかについて、十</p>

検証結果案	意見
	<p>分に説明されているとは言い難いことから、基準の明確化を図るべきです。</p> <p>例えば、判断基準においては、「引き続き注視する事項」について、仮に次年度以降も公正競争上の問題の疑いがあり、継続して再度注視の必要が認められる場合には、「NTT 東西に所要の措置を要請する事項」として取り扱う等のルールを整備することは、判断基準明確化の一助になるものと考えます。</p> <p>検証過程におけるさらなる透明性の確保</p> <p>本検証については、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(2007年4月)」における「4 検証の具体的手順」に基づいて行われているものと認識しますが、今回のプロセスにおいては、2度に渡る意見募集の結果と本検証結果案が公開されているのみで、その他検証の過程で実施されたNTTグループに対する調査・ヒアリング等の有無や、追加収集された情報やデータ等、検証結果に至る過程の一部がブラックボックスとなっているため、今後、検証結果として得られた結論についてその妥当性を十分に判断可能なよう、検証の過程についてもオープン性を確保いただくことを要望します。例えば、追加収集した情報やデータの一覧表、個別ヒアリングを実施した場合はその実施日時・回数、ヒアリング項目等を開示すること、寄せられた意見に対して、NTTグループに対する公開ヒアリングの場を設定すること、問題として指摘された事例等に対するNTTグループの運用実</p>

検証結果案		意見
		態に関する報告書の策定・公開を義務付けること等により、検証過程におけるさらなる透明性の確保を図るべきです。
(1) 指定電気通信設備の指定要件及びその範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。なお、総務省では、07年10月26日、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について情報通信審議会に諮問し、現在、その審議が進められているところであり、一部これに関連する論点が含まれている。</li> <li>なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ 参照)はないが、上記の情報通信審議会の答申を踏まえ、適切に対処する。</li> </ul>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定電気通信設備の範囲の検討については、市場支配力を有するNTTの構造問題が解消されず、NTT東西への実効的な規制が課せられているとは言い難い現状の環境下においては、規制範囲を緩和するといった措置を取ることは有り得ず、本制度において、指定の解除の必要性の検証を取り扱うこと自体、不相当と考えます。</li> <li>むしろ、競争制限的・競争阻害的な疑いのある要素を特定し、指定電気通信設備の範囲を追加する視点で見直しを行うことが必要です。</li> <li>なお、指定電気通信設備の範囲の検討については、市場画定に係る議論では明確化が図られない8分岐スプリッタと狭い光配線区域に起因する競争阻害性等の問題を含むこと等から、現在審議が進められている次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方のように、情報通信審議会における審議等の手順を踏んだ上、総合的な検討がなされるべきです。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定電気通信設備制度において、端末系伝送路設備についてメタル・光の種別を区別して指定するかどうかという論点(意見3及び意見4)について、メタル回線と光ファイバ回線は、共に利用者から見て代替性の高い</li> </ul>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定電気通信設備の指定に当たっては、過去、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」最終報告書においても、メタル回線と光ファイバ回線は、共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設さ</li> </ul>

検証結果案	意見
<p>ブロードバンドサービスの提供に用いられていること、既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性があると認められる。</p>	<p>れていること、実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、両者を区別すべき合理的根拠は見出し難いとされており、その後、本件を覆す環境変化は生じていません。従って、当然ながら、今後も端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うという考えを継続すべきです。</p> <p>・ 『「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に対する弊社意見書(平成 19 年 8 月 22 日)』及び『「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集」に対する弊社意見書(平成 19 年 9 月 14 日)』(以下、両意見書を「本制度に係る弊社提出意見書」という。)で述べたとおり、特に、光ファイバについては、8 分岐単位貸し出しの影響で競争が事実上進展していません。このことは、NTT 東西の「加入者光ファイバ接続料金の認可申請(平成 20 年 1 月 9 日)」に係る一部報道の中で触れられているとおり、他事業者への貸出芯線数は 40 万回線程度とされていることから明らかであり、この数字を見れば、市場画定に関する議論を行うまでもなく、8 分岐単位貸し出しに起因する問題により、接続事業者が事業としてサービスを行っていないことは明白です。仮に加入者光ファイバが別に市場画定され、特定都道府県の指定が外される等の事態が生じた場合、接続事業者にとって、全国一貫した光サービスの提供可能性がなくなり、接続事業者は事業としてサービスを提供できなくなるため、断じて許容できるものではありません。</p> <p>なお、本件に係る詳細については、「本制度に係る弊社提出意見書」を参照願います。</p>
<p>・ ブロードバンドアクセス網のボトルネック性の判断に当たり、CATV回線や高速無線アク</p>	<p>【意見】</p> <p>・ 「本制度に係る弊社提出意見書」で述べたとおり、光ファイバと他のアクセス回線間</p>

検証結果案	意見
	<p>セス等を含めるべきかどうかという論点(意見5)について、現行制度(第一種指定電気通信設備制度)においては、電気通信事業分野の公正競争を確保する観点から、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備をボトルネック設備に指定した上で各種の接続関連規制を課すものであり、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線や高速無線アクセス回線のうち固定通信事業に用いられない回線について、加入者回線のボトルネック性の判断に含めるのは適当ではない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西の地域 IP 網等を第一種指定電気通信設備の指定から除外するかどうかという論点(意見9～14)については、現在、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について情報通信審議会において検討が行われているところであり、その答申を踏まえて適切に対処する。メディアコンバータ、PON、スプリッタ等の局内装置類を指定電気通信設備から除外するかどうかという論点(意</li> </ul>	<p>において代替性が存在するかが不明確であり、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断に当たり、CATV 回線や高速無線アクセス等を含めることは、現時点では不適當であると考えます。</p> <p>なお、本件に係る詳細については、「本制度に係る弊社提出意見書」を参照願います。</p> <p>【意見】          &lt;NTT 東西地域 IP 網の指定継続について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「本制度に係る弊社提出意見書」で述べたとおり、現行指定されている NTT 東西の地域 IP 網及び光アクセス回線については、実質的な代替性がなく、ボトルネック性が存在することから、今後も継続して第一種指定電気通信設備とすることが適当です。</li> </ul> <p>本検証結果案の参考資料における総務省の考え方 9 に示されているように、一部の事業者が同様のネットワークを自前構築することができることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないものと考えます。</p>

検証結果案	意見
	<p>見20)については、当該装置類は加入ダークファイバと一体として設置・機能するものであり、加入ダークファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者による自前設置の実績をもって判断することは適当ではないと考えられるが、装置類に対する指定の適否についても、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に係る審議の中で現在検討が行われているところであり、その答申を踏まえて適切に対処する。</p>
	<p>なお、本件に係る詳細については、「本制度に係る弊社提出意見書」を参照願います。</p> <p>&lt;NTT 東西の提供する 0AB-J IP 電話の提供に係るルータの指定について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「本制度に係る弊社提出意見書」で述べたとおり、NTT 東西の提供する 0AB-J IP 電話の提供に係るルータは、いまや「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」であり、当該ルータを第一種指定電気通信設備として早急に指定すべきであると考えます。</li> </ul> <p>なお、本件に係る詳細については、「本制度に係る弊社提出意見書」を参照願います。</p> <p>&lt;メディアコンバータ、PON、スプリッタ等の局内装置類を指定継続について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「本制度に係る弊社提出意見書」で述べたとおり、事業法第 33 条において第一種指定電気通信設備の範囲は、加入者回線と一体として設置される電気通信設備の総体と定義されており、メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤等、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等は、まさにこの定義に該当するものです。従って、これら局内装置類については、第一種指定電気通信設備としての指定を継続することが適切であると考えます。</li> </ul> <p>この点については、総務省より示された「当該装置類は加入ダークファイバと一体</p>

検証結果案	意見
	<p>として設置・機能するものであり、加入ダークファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者による自前設置の実績をもって判断することは適当ではない」とする本評価結果案の記述と考えを一にするものです。</p> <p>なお、本件に係る詳細については、「本制度に係る弊社提出意見書」を参照願います。</p> <p>&lt;その他 - 「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」の見直し - &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定電気通信設備の指定に関連して、「『電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件』(平成 13 年総務省告示第 243 号)の一部改正 - ルータに係る規定の見直し - 」に対する情報通信審議会の答申書(平成 16 年 7 月 27 日)の別添「平成 13 年総務省告示第 243 号(電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件)の一部改正案に対する意見及びその考え方」における同審議会の考え方 1(以下、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」という。)において、第一種指定電気通信設備に該当するか否かの判断(当該設備との接続が利用者利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない(以下「ボトルネック性」という。)電気通信設備に該当するか否か)の基準として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>市場調達可能性</li> <li>他事業者が同様のサービスを提供できるか否か</li> </ul> という二つの指標が示されています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>しかしながら、告示第 243 号の根拠法である事業法第 33 条第 1 項並びに事業法施</li> </ul>

検証結果案		意見
		<p>行規則第 23 条の 2 第 1 項からは、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」にあるボトルネック性の要件を演繹することも敷衍することもできません。従って、事業法第 33 条第 1 項の法並びに法理に基づき、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」におけるボトルネック性の在り方について再検討し、かつ、事業法第 33 条第 1 項の精神を脱法的に歪めることなくボトルネック性の判断がなされるべきと考えます。</p> <p>なお、本件に係る詳細については、『「次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集」に対する弊社提案書(平成 19 年 10 月 19 日)』(以下、「NGN 接続ルール弊社提案書」という。)を参照願います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定(意見 2 1)については、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に係る審議の中で現在検討が行われているところであり、その答申を踏まえて適切に対処する。</li> </ul>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去に、ADSL 市場においては、1 回線単位の設備開放により活発な競争が展開され、世界でも最先端の市場となったのに対し、FTTH 市場においては、8 分岐スプリッタと狭い光配線区域に起因する競争阻害性により、競争が進展していません。光サービス市場においても世界最先端を維持し、IT 新改革戦略を実現するためには OSU 共用による分岐端末回線単位の開放を実現し、ADSL と同等の活発な競争がなされるべきです。</li> </ul> <p>「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成 19 年度第 2 四半期)」においても、NTT 東西の FTTH 市場のシェアの増加傾向が如実に示されているところであり、このままの状況が継続した場合、中長期的なブロードバンド市場の発展傾向が鈍化する強い懸念が存在します。光ファイバに係るアクセス回線設備が、ダークファイバとしてアンバンドルされているにも係らず、現状、FTTH 市場では NTT 東西が圧倒的なシェアを有していることから、当該市場において実質的な</p>

検証結果案		意見
		<p>ボトルネック性や既存サービスのドミナント性に起因する市場支配力が存在することは明らかです。</p> <p>なお、分岐端末回線単位の接続に係る弊社の意見の詳細については、「NGN 接続ルール弊社提案書」を参照願います。</p>
(2) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等	<p>本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりであり、NTT東西に所要の措置を講じる事項、引き続き注視する事項、その他の事項に区分して列挙する。</p>	<p>【意見】</p> <p>総論で述べたとおり、営業面でのファイアウォール等は、それ自体が外部から可視的でなく、しかもその実行は実行しないことにインセンティブを有する本人に委ねられており、このような構造的な問題を抱えている以上、NTTグループに対する累次の公正競争要件や行為規制等では、公正な競争環境が確保されないことは明らかです。よって、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT東西の機能分離・構造分離が不可欠であることは自明です。従って、政府与党合意において、2010年に着手するとされているNTTの組織論について、海外事例<sup>1</sup>等も参考にしつつ、早急に議論を開始し、機能分離・構造分離等を実現すべき</p>

<sup>1</sup> UKにおける事例

英国の規制機関Ofcomにおいては、2004年11月公表の「戦略的レビュー」の第2フェーズ文書にて、「規制の焦点を、有効かつ持続可能な競争が期待できる、インフラの最深レベルから先における「アクセスの平等性」(equality of access)の実現に当てる」とする行動指針を示し、さらに、規制アプローチのひとつとして、「真に必要な分野への規制の重点化。反競争的行為に対する、より迅速な是正措置。スケジュールに即し、かつ、効果的な罰則と誘導策を伴っての、「同等性」(Equivalence)の提供を可能とする構造の確保」を挙げています。

これについては、Ofcomが、規制緩和の方向性においても、インフラの最深レベルの「アクセスの平等性」を確保することの必要性を認識していたことを示すものであり、その後のBTの公約において、BTホールセールのうち、特に経済的ボトルネック部分を管理・運用する部門を、政策企画、人事、財務、情報流通、システム、ブランドを含む、業務面の全般において、BT本体からの分離を徹底するに至っています。

< 参考文献 >

「英国通信庁(Ofcom)の新たな電気通信戦略 (財団法人国際通信経済研究所 ロンドン事務所長 前川正文)」, 海外電気通信 2006年1月号, 財団法人国際通信経済研究所発行

検証結果案		意見
		<p>です。</p> <p>・ なお、NTT の組織論に係る議論を行う間、現在市場において発生している各種問題が放置された場合、より一層、競争環境に悪影響を及ぼすことから、当該議論と並行して、実効性・即効性のある措置を早急に講じる必要があります。具体的には、禁止行為規制に係る今年度における本制度の検証過程・検証結果を踏まえ、検証プロセスの精緻化について、前述のとおり見直しを行うとともに、以下に挙げるように、NTT グループの禁止行為に対する措置や牽制機能の強化を図るべきです。</p> <p>NTT グループに対するさらなる実効的措置の適用 IP 化の進展等の環境変化を背景に、NTT が累次の公正競争要件を無効化するような事業運営形態の見直し等を行いつつある状況に鑑みると、事例の集積と簡易な検証のみに終始するのでは意味がなく、問題事例に対しては、遅滞なく実効的な措置を講じ、問題点の解消を図ることが、制度の有効性を確保する絶対条件となります。</p> <p>本検証結果案においては、一部の事案にて、NTT 東西に所要の措置を求める内容となっていますが、前述のような構造上の問題により、NTT 東西に周知の徹底や報告を求めるといった形式的な措置だけでは不十分であり、ましてやその他事案のように注視するとの結果については、具体的なアクションが何ら見</p>

検証結果案			意見
			<p>込めず、実質的には次回の検証までの期間、放置されるに等しい結論であると考えます。</p> <p>従って、「NTT 東西へ所要の措置を要請する事項」については、問題の解消に直接寄与するような具体的な業務改善指導等に踏み込んだ措置をとるべきであり、併せてその履行状況について、定期的にモニタリングすることが不可欠です。加えて、「引き続き注視する事項」についても、単に議論の先送りとならないよう、適宜、NTT 東西の履行状況の報告を求める、あるいはヒアリングを実施するといった継続的なアクションが取られるべきです。</p> <p>禁止行為を未然に予防する十分な牽制機能を有した罰則規定等の整備</p> <p>現状、禁止行為の違反が認められる場合、総務省は当該行為の停止又は変更を命ずることができ、当該処分・命令に違反した場合に初めて罰則が課せられることとなっていますが、原則、禁止行為の違反行為自体には罰則が適用されません。</p> <p>公正競争に与える影響を考慮した場合、禁止行為の違反については、当該行為を未然に防止するインセンティブを十分に確保すべきであり、その違反行為が認められた場合にただちに罰則が適用可能なようルール整備がなされるべきです。</p> <p>なお、その際に課される罰則については、少額の罰金等による軽度のものではなく、上記インセンティブが十分に働くよう厳格</p>

検証結果案			意見
			<p>な罰則の付与が検討されるべきです。</p> <p>「電気通信分野における競争の促進に関する指針」における禁止行為事例のさらなる明確化</p> <p>本制度等において指摘された事項については、今後の抑止効果を高めること等を目的として、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)における「独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為」として追記の上、該当する行為が見られた場合に行政として講じる措置を明確化する等、同ガイドラインの充実化を図ることが必要です。</p>
1) NTT東西に所要の措置を要請する事項	<p>NTT東西が接続の業務に関して入手した情報を自社のFTTHサービスへの勧誘等に利用しているとの指摘(意見27)については、NTT東西において、当該情報の目的外利用の防止等について支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底を図っているとしているが、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。</p>	<p>【意見】</p> <p>・ 「本制度に係る弊社提出意見書」で述べたとおり、接続に関して知り得た情報の目的外利用については、現に、NTT東西の支店・代理店から弊社の利用者に対し、弊社サービスからNTT東西のFTTHサービスへの切り替えを勧誘する電話営業が行われた事例が存在し、弊社利用者から弊社にもクレームが寄せられるケースが発生しています。</p> <p>NTT 東西からの勧誘を受けた利用者の申告によると、当該利用者が弊社 ADSL サービスを利用していることを NTT 東西が把握していることに疑念を感じ、NTT 東西に確認をしたところ、ADSL サービスの提供には NTT 回線を利用する必要があるため、NTT 東西は ADSL の提供事業者</p>	

検証結果案			意見
			<p>も把握しているという趣旨の説明が、NTT 東西よりあったとのこと。</p> <p>このような事例が存在する以上、NTT 東西の意見にあるような、支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底する等、適切な措置を講じているといった具体性に欠いた主張のみをもって、検証過程における NTT 東西の運用実態の詳細な調査を省略することは不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、本検証結果案にあるような支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるという形式的な措置のみでは、実効性も見込めず、接続事業者から見れば、その対応状況が不透明です。よって、少なくともその周知内容、履行状況を公開し、それが不十分であると認められる場合には、再度措置を求めることを可能とする等といったプロセスを整備することが必要であると考えます。</li> <li>なお、本件を踏まえ、「共同ガイドライン」における「独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為」として、以下の記述を追記するとともに、該当する行為が見られた場合に行政として講じる措置を明確化する等、同ガイドラインの充実化を図ることが適当です。</li> </ul> <p>&lt; 共同ガイドライン追記文案 &gt;</p> <p>『接続に係る業務に関連して入手した情報を用い、NTT 東西(その支店や代理店を含む)から他社の利用者に対し、他社サービスから NTT 東西のサービスへの切り替えを勧誘すること』</p>

検証結果案		意見
	<p>・ 家電量販店においてNTT東西がNTTコミュニケーションズのOCNを不当に優先的に取り扱っているとの指摘(意見31)については、販売代理店を通じた営業活動をNTT東西とNTTコミュニケーションズは独立して実施しているとしており、当該取扱いが不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではないことから、本件については引き続き注視していく。</p> <p>上記に関連して、NTT東西が販売促進のために作成・使用するツール等におけるBフレッツ等に対応するプロバイダーの表記においてNTTコミュニケーションズのOCNを不当に優先的に取り扱っているとの指摘(意見42)について、その運用の実態如何によっては、NTTコミュニケーションズの商品と他事業者の商品の公平な取扱いを定めた特定関係事業者制度に係る禁止行為規制及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」平成9年郵政省告示第664号。以下「NTTの承継に関する基本方針」という。)に照らして、公正競争を障害す</p>	<p>【意見】</p> <p>・ NTT東西によるOCNの優先的取扱いについて、本検証結果案においては、NTT東西とNTTコミュニケーションズが独立して営業活動を実施しているとして、不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない等の評価がなされていますが、指定電気通信設備を設置する事業者とその子会社・グループ会社が、それぞれ個別に代理店(「一般代理店」を含む)との間で契約を締結し、指定電気通信設備を設置する事業者と子会社・グループ会社間には必ずしも直接的契約行為はない場合でも、代理店を介した実質的な共同営業等を行うことが可能となります。</p> <p>このような共同営業等については、事業法第30条3の2に規定される禁止行為等を脱法的に実施する行為に他ならず、支配的事業者グループが共同することで、不当に差別的な取扱いを実施している恐れがあるものと考えます。</p> <p>従って、例えば事業法第166条(報告及び検査)の規定を活用し、指定電気通信設備を設置する事業者及びその子会社が代理店と締結する契約書の内容や、当該事業者の代理店への指示内容、あるいは代理店との資本関係等について、総務省への報告を義務付ける等により、事案に対するNTTグループの関与の有無等につき、十分な実態調査を可能とする具体的な措置を講じることが適当です。</p> <p>なお、関連事例として、家電量販店の新店舗がオープンする際、NTT西日本とNTTコミュニケーションズが共同でフレッツとOCNの獲得を当該量販店の販売員に対して指示していた事例も把握しています。このような事例を見ても、独立して営業活動を実施しているとは言いながら、明らかにNTT西とNTTコミュニケーションズが連携をとり、特定の関係会社の優遇を行っている実態があるものと考えます。</p>

検証結果案		意見
	<p>るおそれがある。</p> <p>この点、NTT東西においては、当該禁止行為規制等が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等が直接的に適用されないNTT東西の100%出資子会社である県域等子会社(以下「県域等子会社」という。)において徹底されない場合、結果として公正競争要件が遵守されない可能性がある。</p> <p>・ このため、NTT東西に対し、NTT東西及び県域等子会社の営業活動におけるOCNとその他のプロバイダーの取扱いについて実質的な同等性を確保するよう改めて要請し、NTT東西において講じた措置について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。</p>	<p>・ また、NTT 東西の 100%出資子会社である県域等子会社(以下「県域等子会社」という。)に関しては、NTT 東西に対し、NTT 東西及び県域等子会社の営業活動における OCN とその他のプロバイダーの取扱いについて実質的な同等性を確保するよう改めて要請し、NTT 東西において講じた措置について総務省への報告を求めるとされていますが、NTT 東西の講じる措置が自社及び県域等子会社の社員等への周知・徹底の要請等にとどまり、その履行状況について総務省への報告がなされる程度の形式的な対応のみでは、実効性も見込めず、接続事業者から見れば、その対応状況が不透明です。</p> <p>従って、少なくとも NTT 東西の実施した措置を公開し、それが不十分であると認められる場合には、再度措置を求めることを可能とする等といったプロセスを整備することが必要であると考えます。</p> <p>・ なお、本件を踏まえ、「共同ガイドライン」における「独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為」として、以下の記述を追記するとともに、該当する行為が見られた場合に行政として講じる措置を明確化する等、同ガイドラインの充実化を図ることが適当です。</p> <p>&lt; 共同ガイドライン追記文案 &gt;</p> <p>『市場支配的な電気通信事業者とその子会社・グループ会社が営業活動に使用するツールにおいて、当該グループ会社のサービスを優先的に取り扱うこと』</p>

検証結果案		意見
	<p>県域等子会社において、NTTドコモの商品・サービスを販売している点が公正競争の観点から問題であるとの指摘(意見32)について、県域等子会社がNTT東西及びNTTドコモとの間で個別に業務受委託契約を締結し、営業情報等に関するファイアウォール等を設けるとともに、競争事業者との同等性が確保されるのであれば、当該受託業務を実施することにより公正競争を阻害するおそれのない場合も考えられる。</p> <p>その際、当該ファイアウォールの徹底を図る観点から、県域等子会社においてNTT東西及びNTTドコモのそれぞれから受託した業務に係る情報の目的外利用の禁止が担保されるよう、NTT東西に対し改めて県域等子会社へその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。</p> <p>また、県域等子会社においてNTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務について、当該受託業務間の内部相互補助が行われるとすれば、公正競争が確保されない可能性があることから、NTT東西に対し、当面、会計整理を行うこ</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県域等子会社における NTT ドコモ商品・サービスの販売については、本検証結果案において、営業情報等に関するファイアウォール等を設けるとともに、競争事業者との同等性が確保されるのであれば、当該受託業務を実施することにより公正競争を阻害するおそれのない場合も考えられるとの見解が示されていますが、県域等子会社がNTT東西の100%子会社であるという実態に鑑みれば、NTT東西の営業戦略により、NTTドコモとの共同営業が行われていると解さざるを得ないものと考えます。</li> </ul> <p>現行の事業法及びNTT法では、子会社・関係会社に対する規制が課せられていないことから、指定設備を設置する事業者及び特定関係事業者は、子会社・関係会社への業務移管により、容易に規制の適用を免れることが可能であり、グループとして脱法的に事業活動を行うことが可能な状況にあると言えます。</p> <p>子会社やグループ会社を法の抜け道的に活用しようとする行為については、電気通信業界のみならず、産業界全般においても問題視されているところであり、NTTグループの子会社によるこうした行為の制限についても、より厳格な運用を義務付けることが必要です。</p> <p>具体的には、事業法第31条に規定される「特定関係事業者」の範囲を拡大すること等を契機として、役員兼任の禁止等をはじめとするファイアウォール措置の徹底等、市場支配力を有する事業者のグループによる競争阻害的な共同営業等を抑制する措置が図られるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、本検証結果案にあるようなファイアウォールの徹底に係る県域等子会社へ</li> </ul>

検証結果案		意見
	とを要請し、当該会計整理の方法及びその考え方について報告を求め、その運用について注視していく。	<p>の周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるといった形式的な措置のみでは実効性も見込めず、接続事業者から見れば、その対応状況が不透明であることから、少なくともその周知内容、履行状況を公開し、それが不十分であると認められる場合には、再度措置を求めることを可能とする等といったプロセスを整備することが必要であると考えます。</p> <p>・ なお、本件を踏まえ、「共同ガイドライン」における「独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為」として、以下の記述を追記するとともに、該当する行為が見られた場合に行政として講じる措置を明確化する等、同ガイドラインの充実化を図ることが適当です。</p> <p>&lt; 共同ガイドライン追記文案 &gt; 『市場支配的な電気通信事業者とその子会社・グループ会社である代理店が、当該グループ会社のサービスをセット販売等により優先的に販売すること』</p>
	NTT東西の役員等が県域等子会社の役員を兼務する等により、公正競争が阻害されているとの指摘(意見50)について、県域等子会社の役員をNTT東西の役員等が兼務する場合、NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となるおそれがある。 この場合、NTT東西においては、指定電気通信	<p>【意見】</p> <p>・ 本検証結果案において、県域子会社等における役員兼任の実態について必ずしも明確ではないとし、NTT東西に対し、当該実態について報告を求めるとしてはいますが、そもそもこのような実態調査については、検証の過程で調査がなされてしかるべき事項です。</p> <p>こうした不十分な調査状況が評価結果の一部として示されることは、本検証全体が不十分であることを表す一例であると考えられ、今後は、必要十分な検証作業が本</p>

検証結果案		意見
	<p>設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等が直接的に適用されない県域等子会社において徹底されない場合、結果として公正競争要件が遵守されない可能性があることから、当該役員兼任による公正競争確保上の問題が発生しないかどうか、引き続き注視する。</p> <p>これに関連して、県域等子会社における役員兼任の実態については必ずしも明確ではないことから、NTT東西に対し、当該実態について報告を求めることとする。</p> <p>なお、総務省においては、指定電気通信設備制度の包括的な見直しについて08年中を目途に具体的な結論を得ることとしている(「新競争促進プログラム2010(改定)」)。</p>	<p>制度の評価過程においてなされることを要望します。</p> <p>また、近年、IP化の進展等によりサービス、ネットワーク等の融合の機運が高まっていますが、NTTが自身の再編成の趣旨を没却し、グループ一体経営に回帰した場合には、公正競争環境が損なわれ大きな問題が生じることとなります。</p> <p>現行の人事交流に関するルールを整備した当時と比べ、通信業界において様々な環境変化が生じていることを踏まえ、公正競争確保のために、NTTグループにおける人事交流の在り方に関するルールを改めて見直すべきと考えます。</p> <p>従って、前述のとおり、事業法第31条に規定される「特定関係事業者」の範囲を拡大すること等を契機として、役員兼任の禁止等をはじめとするファイアーウォール措置の徹底が図られるべきです。</p>
2) 引き続き注視する事項	<p>NTT東西の法人営業のNTTコミュニケーションズへの集約等によりNTTグループ内で顧客情報が共有されているとの指摘(意見28)について、NTT東西は「NTTの承継に関する基本方針」等に基づき、両社がNTTコミュニケーションズに提供</p>	<p>【意見】</p> <p>「本制度に係る弊社提出意見書」で述べたとおり、NTTグループは、平成17年11月9日に公表した「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(<a href="http://www.NTT.co.jp/news/news05/0511phqg/051109.html">http://www.NTT.co.jp/news/news05/0511phqg/051109.html</a>)の中で、法人サービスにおけるアカウント体制を見直し、ネットワークソリューションを含めた対応をNTT</p>

検証結果案		意見
	<p>する顧客情報等は他の電気通信事業者との間のものと同一であるとしていることから、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。</p>	<p>コミュニケーションズが行うことを公表しており、担当顧客をグループ内で自由に動かしています。事実、弊社のお客様においても、NTT東日本からNTTコミュニケーションズに転籍した同一人物が営業担当を継続し、NTTコミュニケーションズにおいてもグループとして全く同じ対応ができるとして、顧客対応業務を含めNTT東日本時代と全く変わらないサービス提供が継続されている事例が存在しています。</p> <p>本件に関し、NTT東西はNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報等は他の電気通信事業者との間のものと同一であると述べていますが、上記の発表内容からして、実態として顧客情報がグループ内で共有されており、他の電気通信事業者との間の情報の対称性が確保されているとは言い難いと考えます。</p> <p>このような営業部門の実質的な一体運営は、長距離会社に独立した営業部門の設置を課したNTT再編時の公正競争要件(八)“長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一とすること”に反するものと考えられます。</p> <p>また、NTT東西からNTTコミュニケーションズに移管された利用者に対しては、NTTコミュニケーションズがNTT東西のサービスをも提供することとなり、逆にNTT東西が担当する法人についてはNTT東西がNTTコミュニケーションズのサービスを提供することとなり、実質的に両社で共同営業を実施していることになるものと考えます。この点については、NTT再編時の公正競争要件(七)“地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること”、(八)“長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売</p>

検証結果案		意見
		<p>業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同じとすること”、(九)“地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同じとすること”、及び“特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない”とする事業法第30条第3項第2号に抵触する懸念があるものと考えます。</p> <p>NTT再編時の公正競争要件に照らした場合、NTT東西からNTTコミュニケーションズへの法人営業の集約や実質的な両社の共同営業は認められるべきではないことから、状況注視にとどまるのではなく、少なくともその業務運用実態をより仔細に検証の上、営業業務集約の解消及び禁止、共同営業行為の禁止等の措置の必要性を再度検討すべきです。</p>
	<p>NTT東西が「プロバイダパック」の対象となるISPを不当に優先的に取り扱っているとの指摘(意見30)については、かかる不当性があるとは必ずしも言えず、引き続き注視していく。</p>	<p>【意見】</p> <p>&lt;プロバイダパックにおける提携について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東は、弊社グループを含めいずれのISP事業者がプロバイダパックとしてプロモーションをすることについて可能であるとの見解を示していますが、「本制度に係る弊社提出意見書」でも述べたとおり、ソフトバンクテレコム株式会社の「ODN」サービスに関して、プロバイダパックとしての取扱いをNTT東西に申し入れた際、断られている経緯が存在します。</li> </ul> <p>その際、NTTからは、プロバイダパックは注文取次業務に係る契約を締結するものであり、NTTが営業判断に基づき自由にプロバイダパックの対象となるISPを選定する旨の説明を受けています。</p> <p>仮に、現時点において、弊社グループにおいてもプロバイダパックとしてプロモーションが可能となった場合であっても、現在に至るまでの機会損失は発生しており、過</p>

検証結果案		意見
		<p>去においてこのような協議経緯が事実として存在する以上、実質的に一部の電気通信事業者 (ISP) に対し不当に優先的な取扱いを行っていたと解され、“特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない”とする事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び“長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のもと同ーとすること”とする NTT 再編成時の公正競争要件 (七)の規定に違反している可能性があるものと考えます。</p> <p>従って、意見書における NTT 東の見解のみをもって、不当性がないとすることは適当でなく、過去に遡り、より詳細な調査がなされるべきです。</p> <p>・ なお、仮に本制度における他社からの指摘を受けて、NTT 東がプロバイダパックに係るプロモーションのスタンスを変更したとすれば、公的な制度を通じて、外部からの圧力が係るまで問題事例が放置されることを示す事例であると考えられ、このような NTT グループの体質において、自律的な改善を望むことは極めて見込みが低いと言わざるを得ません。従って、このような観点からも、政府与党合意において、2010 年に着手するとされている NTT の組織論について早急に議論を開始し、機能分離・構造分離等を実現すべきです。</p> <p>&lt; サイトにおけるプロバイダ紹介の階層について &gt;</p> <p>・ NTT は、フレッツ公式サイトにおいて、「プロバイダパック」及び「対応プロバイダ」は同階層から検索できるとしてはいますが、実態として、同一階層から検索を行った場合、プロバイダパック対象 ISP の取扱いが前面に掲げられているのに対し (<a href="http://flets.com/opt/s_fee_isp.html?m">http://flets.com/opt/s_fee_isp.html?m</a>)、対象外の ISP の情報は利用者の能動的</p>

検証結果案		意見
		<p>な検索行為があって始めて到達できる深い階層に存在している (<a href="http://flets.com/opt/pbd.html?m">http://flets.com/opt/pbd.html?m</a>) という相違があります。本件の詳細については、別添資料を参照願います。</p> <p>このような取扱いの相違は、サイトの構成上の微細な違いとして看過されがちですが、実質的な競争上の影響は非常に大きく、事業者としては軽視することはできません。</p> <p>従って、前述のプロバイダパックにおける提携事例同様、実質、一部の電気通信事業者 (ISP) に対し不当に優先的な取扱いを行っているおそれがあり、“特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない”とする事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び“長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のもものと同ーとすること”とする NTT 再編成時の公正競争要件 (七)の規定に違反している可能性があるものとして、より詳細な検証を行うべきと考えます。</p>
	<p>NTT東西の県域等子会社が「NTT東日本 - 」等の社名を使用していることについて、「NTT」としてのブランド力により公正競争が阻害されているとの指摘意見(38)については、当該社名について法制上特段の制約はないものの、「NTT東西」と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視</p>	<p>【意見】</p> <p>・ 「株式会社NTT東日本-東京中央」、「株式会社NTT東日本-神奈川」等の社名については、常識的な感覚において、NTT東西の一支店であると誤認される可能性は極めて高いと考えられ、利用者からは実質的に一体のものとして認識され得ると考えます。</p> <p>従って、本検証結果案において、「誤認される可能性は否定できない」という消極的な結論を導くのではなく、検証過程で、利用者アンケートを行う等により、NTT東西との関係性が実態としてどのように認識され得るかを調査等した上で、NTT法第8</p>

検証結果案		意見
	する。	<p>条において“日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社”という文字の使用を禁止していることの主旨に鑑みた場合の問題点の有無について、検証を深める必要があります。</p> <p>なお、NTT のブランドについては、過去、競争評価制度の中でも議論がなされ、競争環境に与える影響等が注目されているところですが、本検証結果案のように注視し続けるだけでは何ら進展は期待できないことから、上述のアンケートの実施等、具体的なアクションを通じ、NTT ブランドの使用に係るルール整備を進めていくべきと考えます。</p>
	ドコモショップを運営する販売代理店において携帯電話端末とフレッツサービスをセット販売することが排他的取引に当たるとの指摘(意見33)については、あくまで販売代理店がNTT東との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず、引き続き注視していく	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本検証結果案において、あくまで代理店が NTT 東との代理店契約によって実施しているものであり、直ちに排他性があるとは言えないとの見解が示されていますが、指定電気通信設備を設置する事業者同士が、それぞれ個別に代理店(一般代理店を含む)との間で契約を締結し、当該事業者間には必ずしも直接的契約行為はない場合でも、代理店を介した実質的な共同営業等を行うことが可能です。</li> </ul> <p>このような共同営業等については、“特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない”とする事業法第 30 条 3 の 2 に規定される禁止行為等を脱法的に実施する行為に他ならないものと考えます。</p> <p>従って、こうした行為を抑止するため、例えば事業法第 166 条(報告及び検査)の規定を活用し、指定電気通信設備を設置する事業者及びその子会社が代理店と締結する契約書の内容や、当該事業者の代理店への指示内容、あるいは代理店との資本関係等について、総務省への報告を義務付ける等により、事案に対する NTT グループの関与の有無等につき、十分な実態調査を可能とする具体的な措置</p>

検証結果案		意見
		<p>を講じることが適当です。</p> <p>その結果、実態として、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者同士が連携して営業を行い、セット割引の実施等、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスを提供している場合、“特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない”とする事業法第 30 条第 3 項第 2 号に抵触するものとして、明確に禁止すべきと考えます。</p>
	<p>NTTグループのクレジット会社であるNTTファイナンスがグループ各社のサービスの実質的なセット割引を実施しているとの指摘(意見34)については、NTT東西がNTTファイナンスとその他のクレジット会社を同等に取り扱っている限りにおいて直ちに排他性があるとは言えず、引き続き注視していく。</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本検証結果案において、NTT 東西が NTT ファイナンスとその他のクレジット会社を同等に取り扱っている限りにおいて直ちに排他性があるとは言えないとの見解が示されていますが、NTT 東西が他のクレジット会社と同等に扱っているか否かは問題の本質ではなく、NTT の子会社を活用したグループ商品のセット販売という、支配的事業者による共同的・一体的市場支配力の行使自体を問題視すべきです。</li> </ul> <p>NTT ファイナンスの株主構成(NTT 持株約 87%、その他株式も全て NTT グループが保有)の実態からして、ポイント付与等の施策は NTT ファイナンスの営業戦略の中で行われているものと言いながら、実質、NTT の営業戦略に等しいことは明らかであり、関係会社を介してグループ会社の商品・サービスを優先的に提供することで、“特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない”とする事業法第 30 条第 3 項 2 号の規定を脱法的に運用しているものと考えられます。</p> <p>前述のとおり、現行の事業法及び NTT 法では、子会社・関係会社に対する規制が課せられていないことから、指定設備を設置する事業者及び特定関係事業者は、子会社・関係会社への業務移管により、容易に規制の適用を免れることが可能であり、グループとして脱法的に事業活動を行うことが可能な状況にあると言えます。</p>

検証結果案		意見
		<p>子会社やグループ会社を法の抜け道的に活用しようとする行為については、電気通信業界のみならず、産業界全般として問題視されているところであり、NTT グループの子会社によるこうした行為の制限についても、より厳格な運用を義務付けることが必要です。</p> <p>具体的には、NTT グループへの規制範囲を子会社・関係会社に拡大し、それらグループ会社を活用した一体営業により、グループ会社の商品・サービスを優先的に提供することを明確に禁止すべきです。</p>
	<p>NTT東西の局舎へのコロケーション及びNTT東西の保有する管路・電柱等の利用について、NTT東西自身と競争事業者との間の手続の同等性が確保されていないとする指摘(意見39及び意見40)については、引き続き注視していくこととするが、特に後者については、「電柱・管路等使用に関するガイドライン」(07年4月改定)や「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」の検討結果等を踏まえ、NTT東西に限らず関係事業者による当該措置の運用について引き続き注視していく。</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西の保有する管路・電柱等の利用においては、NTT 東西自らが述べているとおり、NTT 東西が当該設備を利用する場合、申請・契約手続きは不要とされている一方、他の電気通信事業者は、電柱を借りるための契約・添架申請・各種届出等様々な手続きを実施する必要があります。</li> </ul> <p>自前で伝送路設備を構築する際に必要な手続きの大部分を占める添架申請手続きには非常に多くの時間とコストを必要とし、それが設備競争を困難とさせる要因の一つとなっていることから、「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」の場で、これまで手続きの簡素化等が議論されてきましたが、現時点でも添架手続き等の大幅な簡素化が実施されることはなく、電柱を所有しない電気通信事業者に必要なとされる煩雑な手続きが相変わらず残っているのが実態です。</p> <p>この状況下においては、「自前で伝送路設備を構築できる」という意味では同等であったとしても、「同じ条件で伝送路設備を構築できる」といった環境にはないと言わざるを得ません。</p> <p>また、新規に伝送路設備を構築する際の電力柱の利用や道路占用に係る申請手</p>

検証結果案		意見
		<p>続きの点では、NTT 東西も他事業者も同等の環境にあると言えるかもしれませんが、電力会社との電柱共用ルールが存在や、NTT 東西が公社時代に国策で全国に張り巡らせたメタル設備を利用する形で光設備を構築している以上、必ずしも他事業者と同様の手続きを必要としていません。</p> <p>この手続きに関する環境の違いは、お客様の要望に即応できるようあらかじめお客様宅近傍まで光設備を構築しておく際にも同様のことが言えます。</p> <p>以上のように、現状、電柱非所有者同士の公平性は担保されていても、電柱所有者と非所有者間の公平性は担保されていない状況のため、全ての事業者の公平性を確保するための新たなルールを策定し、設備競争環境の更なる整備を促進すること、NTT 東西と同等の環境で自前設備の構築が可能となるような NTT 東西の設備開放を行うこと等の措置が必要と考えます。</p>
	<p>NTT東西が従来からの電話業務で取得した顧客情報をフレックスサービス等の営業に活用していることへの懸念(意見69)については、電話の業務で取得した情報を本来の収集目的以外に転用することを防止することとされており、引き続き注視していく。</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話の業務で取得した情報の転用防止について、NTT 東西は支店及びアウトソーシング会社の社員等に対するマニュアルの配布・説明会等を実施していますが、マニュアルや説明会の内容等は非開示とされているため、これらの抽象的な内容では説明責任を果たしているとは全く言えません。</li> </ul> <p>従って、今後、これらの NTT グループの取組みについて開示を義務付けるとともに、それが不十分であると認められる場合には、再度措置を求めることを可能とする等といったプロセスを整備することも必要であると考えます。</p> <p>なお、本件を踏まえ、「共同ガイドライン」における「独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為」として、以下の記述を追記するとともに、該当する行為が見ら</p>

検証結果案		意見
		<p>れた場合に行政として講じる措置を明確化する等、同ガイドラインの充実化を図ることが適当です。</p> <p>&lt; 共同ガイドライン追加文案 &gt;</p> <p>『NTT 東西が従来の電話業務で取得した顧客情報をフレックスサービス等他のサービスの営業に活用すること』</p>
3) その他の事項	<p>NTT東日本の通信機器の利用者が同社から他事業者へ回線切替えを行うに当たって、NTT東日本又はNTT - MEより保守契約の解除の通知を受けることにより、当該利用者が回線切り替えを躊躇する事例があり、当該行為は公正競争上問題であるとの指摘(意見36)については、既にNTT東において是正策が講じられていると認められるところであるが、引き続き本件について注視していく。</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事例は NTT 東自らも問題事案の存在を認めているものの、具体的にどのような是正策が講じられたのかが不明です。</li> </ul> <p>仮に一事案の問題を場当たりのに対処したのみであるとすれば、何ら根本的な解決となっているとは言えず、また、そのような NTT 東の対処をもって、現時点での措置は不要としている本検証結果案についても甚だ不十分であると言わざるを得ません。</p> <p>加えて、本件は、公的な制度を通じて、外部からの圧力が係るまで問題事例が放置されることを示す事例であると考えられ、このような NTT グループの体質において、自律的な改善を望むことは非常に見込みが低いと言わざるを得ず、問題事案が生じたとしても実効的な罰則等が不在なため、場当たりの個別事案にて対処すれば済むといった安易な考えが蔓延しているという危惧さえ存在します。</p> <p>以上を踏まえ、このような事例が再発しないよう、自社から他事業者への回線切り替えに係る運用ルールの策定・公開を NTT 東西に義務付けるとともに、実効的な罰則等についても整備すべきと考えます。</p>
	NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者とす	【意見】

検証結果案		意見
	<p>べきとの指摘(意見44～46)については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処だけでは十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより厳格なファイアウォールを設けるものであり、少なくとも現時点において、まずは本競争セーフガード制度により、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証し、当該検証を積み重ねる中で、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していく。</p>	<p>本制度にて事例として挙げられた県域等子会社における営業や役員兼務の実態、ドコモショップやNTTファイナンスによるセット割引等をはじめ、現在、市場において進展しているNTTグループの連携強化や、NTT東西の業務委託の拡大等を考慮した場合、支配的事業者グループの共同的・一体的市場支配力の行使を抑制するため、特定関係事業者の見直しを図ることが急務であることは自明です。</p> <p>その場合、上述のように代理店やファイナンス会社にも影響が及んでいることに鑑みれば、NTTコミュニケーションズ以外の電気通信事業者(NTTドコモ、NTTデータ、NTT-ME等)に加え、電気通信事業者以外の子会社・関連会社も特定関係事業者として取り扱われるよう、ルール整備を行うべきと考えます。</p> <p>そもそも特定関係事業者制度は、第一種指定電気通信設備を設置するNTT東西が、自らの子会社や親会社、親会社の子会社等の関連会社との間の役員兼任や、それらの会社との取引においてその他の事業者に対し差別的な取引を行うことを禁止するもので、公正競争上、重要な制度であるものの、平成13年のNTT再編成後にNTTコミュニケーションズのみを指定した後は変更・追加が行われていない状況であることから、制度自体が制定当初の趣旨・目的を果たせず、形骸化しているものと考えます。</p>
	<p>NTT東西の活用業務と既存の業務との会計分離が厳密に行われていないのではないかと懸念(意見70)及び独占的分野から競争分野への内部相互補助の懸念(意見81)について、07年10月に公表された「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書では、指</p>	<p>【意見】</p> <p>・ 「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書 P.24 において、「不当な内部相互補助が行われることを牽制・抑止するために、必要な市場については役務区分を設けてその収支をチェックできるようにすることが必要」「Bフレツは、市場が拡大傾向にあり、競争事業者からも、不当な内部相互補助を牽制・抑止する観点から、役務区分を設けることが特に求められている市場である」とさ</p>

検証結果案		意見
	<p>定電気通信役務損益明細表において、FTTHアクセスサービスの収支を区分することが提言されており、これを受け、07年度中を目途に会計制度における所要の見直しを講じていく(「新競争促進プログラム2010(改定)」)。</p>	<p>れているとおり、不当な内部相互補助を牽制・抑止するためにも、事業会計規則においては B フレッツ収支をチェックできるよう省令改正を行う必要があります。この観点から、指定電気通信役務収支表において FTTH アクセスサービス区分の新設を行うことは適切であると考えますが、事業会計に求められる内部相互補助を牽制・抑止する機能等をより有効に働かせるためにも、指定電気通信役務損益明細表に関し、以下の点について所要の措置を講じるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">FTTH アクセスサービス区分収支のさらなる詳細化  FTTH アクセスサービス区分新設の開始時期の前倒し  FTTH アクセスサービス区分新設までの収支開示レベルの維持  ひかり電話区分の新設  指定電気通信役務明細表における部門別分計の実施</p> <p>なお詳細は、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対する 2008 年 1 月 17 日付の弊社意見書を参照願います。</p>

以上

# 対応プロバイダ表示 (WEB:プロバイダパック)

別添

「Bフレッツ」対応プロバイダとして、プロバイダパック(with フレッツプロバイダ)を前面に掲げ、その他対応プロバイダと扱いに大きな差がつけられている。

## NTT東日本「Bフレッツ」トップ



<http://www.flets.com/opt/index.html>



[http://www.flets.com/opt/s\\_fee\\_isp.html](http://www.flets.com/opt/s_fee_isp.html)

